

令和2年6月19日

消費生活用製品の重大製品事故に係る公表について

消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づき報告のあった重大製品事故について、以下のとおり公表します。

- |   |    |
|---|----|
| 1. ガス機器・石油機器に関する事故<br>（うち屋外式（RF式）ガス瞬間湯沸器（都市ガス用）1件）  | 1件 |
| 2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、<br>製品起因が疑われる事故<br>（うち折りたたみテーブル1件、温水洗浄便座1件）   | 2件 |
| 3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、<br>製品起因か否かが特定できていない事故<br>（うち電動車いす（ハンドル形）1件、温水洗浄便座1件、<br>折りたたみベッド1件、電気洗濯機1件、<br>バッテリー（リチウムイオン、電動工具用）1件、草刈機1件） | 6件 |
| 4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、消費者庁製品事故情報検討会及び消費経済審議会製品安全部会製品事故判定第三者委員会合同会議において、審議を予定している案件<br>該当案件なし   |    |

1. ～ 4. の詳細は別紙のとおりです。

5. 留意事項

これらは消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づく報告内容の概要であり、現時点において、調査等により事実関係が確認されたものではなく、事故原因等に関し、消費者庁として評価を行ったものではありません（管理番号：A201900275、A201900313を除く。）。

本公表内容については、速報段階のものであり、今後の追加情報、事故調査の進展等により、変更又は削除される可能性があります。

【本発表資料の問合せ先】

消費者庁消費者安全課（製品事故情報担当）

担 当：鈴木、柳川、豊田

電 話：03(3507)9204（直通）

F A X：03(3507)9290

■消費生活用製品の重大製品事故一覧

別紙

1. ガス機器・石油機器に関する事故(製品起因か否かが特定できていない事故を含む。)

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	被害状況	事故内容	事故発生日道府県	備考
A202000171	令和2年5月15日	令和2年6月15日	屋外式(RF式)ガス瞬間湯沸器(都市ガス用)	GQ-1628WS	株式会社ノーリツ	火災	当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品の使用状況を含め、現在、原因を調査中。	神奈川県	令和2年6月4日に消費者安全法の重大事故等として公表済事業者が重大製品事故として認識したのは令和2年6月4日

2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因が疑われる事故

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	被害状況	事故内容	事故発生日道府県	備考
A201900275	令和元年6月8日	令和元年7月17日	折りたたみテーブル	2000013119	コールマンジャパン株式会社 (輸入事業者)	重傷1名	当該製品を片付けるために持ち上げたところ、ロックが外れ、左手指を挟み、負傷した。調査の結果、当該製品は、取扱説明書及び本体には「折り畳んで持ち運ぶ際はロックを確実に掛ける。」旨の記載がされておらず、ロックが完全に掛かっていない状態で使用者が持ち上げた際に意図せず天板が開き、丁番側に添えていた左手の指を挟んだものと推定される。	不明	令和元年7月19日にガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故として公表していたもの
A201900313	令和元年7月19日	令和元年7月29日	温水洗浄便座	TC401	東陶機器株式会社 (現 TOTO株式会社)	火災	当該製品を焼損する火災が発生した。調査の結果、当該製品は、温水用自動復帰型サーモスタットに防水及び防滴対策が施されていなかったことから、長期使用(38年)により洗浄用通水管の袋ナットから漏水した水が接点が開いた状態のサーモスタット端子部に掛かり、絶縁性能が低下して異常発熱し、出火に至ったものと推定されるが、使用者が異常を認識した状態で使用を続けたことも事故発生に影響したものと考えられる。	東京都	令和元年8月2日にガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故として公表していたもの

3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A202000170	令和2年5月12日	令和2年6月15日	電動車いす(ハンドル形)	重傷1名	店舗の駐輪場で当該製品を使用中、走行レバーが戻らず、段差に乗り上げ、転倒、背中を負傷した。当該製品の取付状況を含め、現在、原因を調査中。	宮城県	事業者が重大製品事故として認識したのは令和2年6月4日
A202000172	令和2年6月1日	令和2年6月15日	温水洗浄便座	火災	事業所で当該製品を焼損する火災が発生した。当該製品の使用状況を含め、現在、原因を調査中。	神奈川県	令和2年6月18日に消費者安全法の重大事故等として公表済
A202000173	令和2年5月30日	令和2年6月15日	折りたたみベッド	重傷1名	当該製品を使用中、可動部に左手指を挟み、負傷した。事故発生時の状況を含め、現在、原因を調査中。	富山県	
A202000174	令和2年6月2日	令和2年6月16日	電気洗濯機	火災	当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	神奈川県	
A202000175	令和2年1月29日	令和2年6月17日	バッテリー(リチウムイオン、電動工具用)	火災	当該製品を充電中、当該製品を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	愛知県	事業者が重大製品事故として認識したのは令和2年6月10日
A202000176	令和2年3月31日	令和2年6月17日	草刈機	火災	倉庫で当該製品を整備中、当該製品を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	岐阜県	事業者が重大製品事故として認識したのは令和2年6月11日

4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、消費者庁製品事故情報検討会及び消費経済審議会製品安全部会製品事故判定第三者委員会合同会議において審議を予定している案件

該当案件なし

折りたたみテーブル（管理番号：A201900275）



温水洗浄便座（管理番号：A201900313）

